

財団法人千葉市教育振興財団運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市の教育・学術・文化の振興を図るため、財団法人千葉市教育振興財団（以下「財団」という。）の管理運営等に要する経費について、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則 第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、財団に対し補助金を交付する。

(補助金の交付)

第2条 市長は、財団の運営に要する経費について、当該財団に対し補助金を交付する。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業等（以下「補助事業等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育振興事業費
- (2) 役員費
- (3) 職員費
- (4) 事務管理費
- (5) 退職給与引当預金支出

(経費及び補助額)

第4条 補助事業等の経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、財団法人千葉市教育振興財団運営補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、当該申請にかかる書類等を審査し、適当と認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を附することができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、第5条の規定により補助金の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合には、その条件を財団法人千葉市教育振興財団運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、市長が必要と認めたときは、当該財団の運営状況に関し市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、当該会計年度が終了したときは、すみやかに財団法人千葉市教育振興財団運営実績報告書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の請求)

第11条 補助対象者が補助金の交付の請求をしようとするときは、財団法人千葉市教育振興財団運営補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第12条 市長は、補助対象が次の各号に掲げる事由に該当するときは、補助金の交付の決定又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、財団法人千葉市教育振興財団運営補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、財団法人千葉市教育振興財団運営補助金返還命令書（様式第6号）によるものとする。

（立入検査等）

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適性を期するため必要があるときは、補助対象者に報告させ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。